

社会福祉法人の所轄庁として行う業務

社会福祉法上の事務

事 務 の 内 容		根 拠 規 定
設立認可申請の受理及び認可		法第31条第1項、法第32条
仮理事の選任		法第39条の3
特別代理人の選任		法第39条の4
監事の報告の受理		法第40条第3号
定款変更の認可		法第43条第1項
定款変更届の受理		第43条第3項
解散の認可又は認定		第46条第2項
解散届の受理		第46条第3項
清算人の届出の受理		第46条の7
清算終了の届出の受理		第46条の3
合併の認可		第49条第2項
一般的監督	報告徴収、検査	第56条第1項
	改善命令	第56条第2項
	業務停止命令、役員解職勧告	第56条第3項
	解散命令	第56条第4項
	弁明の機会の付与、弁明を聴取する職員の指定	第56条第5項
	弁明聴取書及び報告書の受理	第56条第7項
公益事業又は収益事業の停止命令		第57条
現況報告書の受理		第59条第1項
財産移転の報告の受理		施行規則第2条第4項
社会福祉法人台帳の備え付け		施行規則第11条第1項
基本財産の処分・担保提供の承認		社会福祉法人審査基準第2-2(1)

その他の事務

情報公開請求への対応（決算書類等）
各種証明（租税特別措置法に規定する税額控除対象法人証明等）